

日米欧におけるライセンス契約の改良技術条項 および不争条項の規制について

ライセンス第2委員会
第3小委員会*

抄 録 当小委員会は、日米欧におけるライセンス契約の改良技術条項および不争条項の規制について比較検討を行った。日欧においては、改良技術条項および不争条項の規制の根拠法は、いずれも独占禁止法、競争法であるが、米国においては、改良技術条項の規制の根拠法は、日欧と類似のアプローチである反トラスト法であるものの、不争条項の有効性については、コモン・ロー等に従って判断されている。本稿においては、日米欧におけるライセンス契約の改良技術条項および不争条項についての規制を根拠法とともに比較し、契約実務の観点より考察した。

目 次

1. はじめに
2. 欧州における規制について
 2. 1 改良技術条項の取り扱い
 2. 2 不争条項の取り扱い
3. 日本における規制について
 3. 1 改良技術条項の取り扱い
 3. 2 不争条項の取り扱い
4. 米国における規制について
 4. 1 改良技術条項の取り扱い
 4. 2 不争条項の取り扱い
5. 結 論
 5. 1 改良技術条項
 5. 2 不争条項
6. おわりに

1. はじめに

当小委員会は、本誌2014年12月号（Vol.64 No.12 2014）にて、「欧州委員会による新「技術移転契約に関する一括適用免除規則」について」と題した論説を投稿した。欧州委員会（European Commission）が、「技術移転契約に関する一括適用免除規則」（The Technology Transfer Block Ex-emption Regulation, 以下、

「TTBER」という）および同規則に関する「ガイドライン」を改正したことを受け、ライセンス契約に特に影響のある、ライセンスの改良技術についてライセンサに許諾する義務を課す改良技術条項並びにライセンサの特許の有効性をライセンシが争わないとする不争義務条項およびライセンサの特許の有効性をライセンシが争った場合に契約を解約とする不争解約条項（以下、まとめて「不争条項」という）について日本と比較しつつ解説した。その論説の中で、日欧に加えて、米国の規制との比較を行い、ライセンス契約実務に与える影響について検討したい旨、述べていた。今般、米国における規制についても調査し、日米欧におけるライセンス契約の改良技術条項および不争条項についての規制を比較検討し、契約実務観点より考察した。

なお、本稿は、2015年度小委員会のメンバーである竹森久美子（小委員長、凸版印刷(株)）、矢部正樹（小委員長補佐、ルネサス エレクトロニクス(株)）、加藤幸雄（(株)JOLED）、小林広之

* 2015年度 The Third Subcommittee, The Second License Committee

(株)ソシオネクスト), 竹内誠也(旧: 日本アイ・ビー・エム(株), 現: 山口大学教授), 中園誠司(富士通(株)), 中田智康(ヤマハ(株)), 古川千津子(パナソニックヘルスケア(株)), 本庄直子(コベルコ建機(株)), 向井健治(日本特殊陶業(株)), 安田幸司(味の素(株))が執筆した。

2. 欧州における規制について

欧州においては, 2014年3月, 欧州連合(European Union, 以下, 「EU」という) 域内における研究およびイノベーションへのインセンティブを確保するとともに, 知的財産の普及を促し, 技術開発, 更には, 市場における競争をサポートすることを目的として, 欧州委員会がTTBER(規則316/2014号) および同規則の運用に関する「ガイドライン」¹⁾(以下, まとめて「新規則等」という)を採択した。新規則等は, 2004年より施行されているTTBER(規則772/2004号)と同規則に関する「ガイドライン」(以下, まとめて「旧規則等」という)を改正したもので, イノベーションと市場競争を更に促進させることを目的として, 技術移転に係る契約が市場からの競争排除の手段としても用いられる可能性があることから, 技術移転に係る契約の所定の条項について, EU機能条約(The Treaty on the Functioning of the European Union, 以下, 「TFEU」という)第101条²⁾に違反し得る範囲を従前より広げ, 規制を強化した。

TFEU第101条は, EU域内に影響を与える複数企業による反競争的行為を規制したものである。TFEU第101条第1項では, 反競争的として禁止対象とする行為を挙げ, 同条第2項にて, これらの行為が当然に無効とされる旨を確認し, 同条第3項では, 同条第1項の適用除外(以下, 「セーフ・ハーバ規定」という)要件を規定したものである³⁾。「セーフ・ハーバ」とは, 包括的規制において適法な行為をあらかじめ類

型化し, 予測可能性および法的安定性を担保しようとするものである。競争法におけるセーフ・ハーバは, 競争を制限することになるとは通常考えられない範囲とされる。その代表的なケースが, 上記の所定の要件を充足すれば免除が自動的に与えられる一括適用免除に該当する場合である。

2. 1 改良技術条項の取り扱い

新規則等における改良技術の取り扱いに関する条項(以下, 「改良技術条項」という)について述べる。

新規則等では, “ライセンスされた技術のライセンスによる改良について, ライセンサに非独占的ライセンスを許諾する義務を課す条項”は, 引き続き, TFEU第101条第1項の適用に関するセーフ・ハーバ規定の対象となり禁止対象外とされるものの, “ライセンスに独占的ライセンスを許諾する義務を課す条項”は, セーフ・ハーバ規定の対象から除外, すなわち, TFEU第101条第1項が適用されて, 反競争的として禁止されるか個別判断されることになった。

旧規則等では, ライセンス技術に対する改良技術の分離可能性がないものはセーフ・ハーバ規定の対象, すなわち, TFEU第101条第1項の適用免除(禁止対象外)となっていたが, 新規則等では, 改良技術について独占的ライセンスをライセンスがライセンスに許諾する義務を課す条項は, ライセンス技術に対する改良技術の分離可能性の有無にかかわらず, 新規則の規定するセーフ・ハーバ規定の対象から除外され, TFEU第101条第1項に該当するか, 競争の制限の有無を, 経済的見地からの影響も加味して, 個別に違反の有無が判断されることになった。

この新規則等における改正は, 技術市場における後追い開発などのフォローオン・イノベーションを維持するライセンスのインセンティブ

を十分に確保するために必要な措置として行われたものである。

2. 2 不爭条項の取り扱い

新規則等は、旧規則等と同様に、ライセンサによって保有される知的財産権の有効性をライセンシが争わないものとする不爭義務を定める条項（以下、「不爭義務条項」という）についてセーフ・ハーバ規定から除外している点は変わらない。

一方、旧規則等では、独占的または非独占的であるかに拘わらず、ライセンス契約においてライセンサによって保有される知的財産権の有効性をライセンシが争った場合に、当該ライセンス契約を解約することを定める条項（以下、「不爭解約条項」という）をセーフ・ハーバ規定の対象（禁止対象外）としていたが、新規則等では、不爭解約条項は、独占的ライセンス契約においてのみ、セーフ・ハーバ規定の対象（禁止対象外）とされることになった。無効な権利は、ライセンシにとっては理由の無いコスト負担となり、ひいては中長期的なイノベーションと経済効率の阻害要因となり得る。特に、ライセンシが非独占的ライセンスを得て、その技術についての固有の製造設備等に投資を行っているときは、同技術からの転換が、ライセンシに重大な損失（significant loss）を及ぼすことになるため、実質的にライセンス対象の知的財産権の有効性を争うことができなくなるからである。

他方、独占的ライセンス契約である場合にセーフ・ハーバ規定の対象としたのは、ライセンサは独占的ライセンシに大きく依存するため、当該独占的ライセンシがライセンス技術を実施する製品の開発、製造および販売に尽力しなくなった場合に独占的ライセンシとの契約に拘束され続けると、ライセンサはロイヤルティ収入を喪失し（独占的ライセンシからのロイヤルティ

収入がライセンサにとって唯一の収益源である場合もあり得る）、ライセンサによるイノベーションとライセンス供与へのインセンティブが阻害されることになるためである。

3. 日本における規制について

わが国においては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という）第21条にて、特許法等による権利の行使と認められる行為には独占禁止法の規定を適用しない、と定めている。権利の行使と認められるかの判断について、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ知的財産権制度の趣旨を逸脱し、同制度の目的に反すると認められる場合は、権利の行使と認められる行為とは評価されず、独占禁止法が適用される。公正取引委員会は「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2010年改正）（以下、「知的財産ガイドライン」という）を公表し、権利の行使と認められるかの判断について指針を示している⁴⁾。

3. 1 改良技術条項の取り扱い

わが国では、改良技術条項について、「権利の行使と認められる行為」に必ずしも該当するものとは解されていない。

知的財産ガイドラインでは、ライセンシが開発した改良技術について、独占的ライセンスを許諾する義務を課す行為は、技術市場または製品市場におけるライセンサの地位を強化し、また、ライセンシに改良技術を利用させないことによりライセンシの研究開発意欲を損なうものであるとして、原則として、不公正な取引方法（独占禁止法 第19条、一般指定（昭和五十七年六月十八日 公正取引委員会告示第十五号）第12項）に該当するものとして、禁止されている⁵⁾。

一方、ライセンサがライセンシに対し、当該

ライセンスによる改良技術をライセンサに非独占的にライセンスをする義務を課す行為については、ライセンスの事業活動を拘束する程度は小さく、ライセンスの研究開発意欲を損なうおそれは認められないものとし、原則として、不公正な取引方法に該当しないとしている⁶⁾。

3. 2 不争条項の取り扱い

知的財産ガイドラインにおいては、ライセンサがライセンスに対して、ライセンス契約において不争義務を課す行為については、一般論としては、権利の存在に関する不安定な状況を早期に安定させることになり、権利の早期安定等を通じて技術取引を活発化させることによる競争促進的側面が認められるため⁷⁾、競争を減殺する直接的な危険性は小さいと解されている。一方、無効にされるべき権利が存続することにより、対象とされる技術の利用制限につながる場合には、不公正な取引方法に該当する可能性がある（独占禁止法第19条、一般指定第12項）とされている。特に、ライセンスだけが権利の有効性を争う状況にある場合には、不争義務条項により、対象技術の適切な利用を阻害することになる点に留意すべきとされている⁸⁾。

他方、不争解約条項については、かかる解約条件を規定することは、原則として不公正な取引方法に該当しないものとされている⁹⁾。

4. 米国における規制について

米国においては、改良技術条項は反トラスト法の問題、不争条項は主としてコモン・ロー（Common Law）等の問題として捉えられてきている。

改良技術条項等について述べる前に、米国の反トラスト法の構成について概略を述べる。

シャーマン法（Sherman Act）が、米国反トラスト法関連で、はじめて制定された法律である。シャーマン法は、適切な市場競争を維持す

べき基本原則、カルテルや独占行為の禁止を規定したものである。この後、シャーマン法を補完するものとして、クレイトン法（Clayton Act）と連邦取引委員会法（An Act To create a Federal Trade Commission, to define its powers and duties, and other purposes, Federal Trade Commission Act）が成立した。クレイトン法は、シャーマン法の行為を未然に防止することが法目的であり、価格差別、不当な排他条件付取引、企業結合規制などについて規定している¹⁰⁾。連邦取引委員会法は、包括的な規制とされ、不公正な競争方法を違法としてシャーマン法およびクレイトン法に違反する行為を含む形で規定され、連邦取引委員会の権限や手続きが定められている。

知的財産権に関しては、ライセンス契約への反トラスト法の適用について、司法省（Department of Justice）と連邦取引委員会（Federal Trade Commission）は、1995年4月6日に「ライセンス契約への反トラスト法適用に関するガイドライン」（“Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property”，以下、「米国知的財産ガイドライン」という）を公表している。

4. 1 改良技術条項の取り扱い

改良技術条項に関し、反トラスト法においては、非独占的なものについて、新技術の普及、リスクの分散、ライセンサが改良技術に基づいて更なる技術革新を行うことによる競争促進効果があるので、違法性が比較的低い旨が指摘されている¹¹⁾。一方、独占的ライセンスを義務づける改良技術条項は、違法とされるとの見解がある。違法と判断される基準は、価格協定・独占行為等、違法な行為の一環または補強として改良技術条項が用いられている場合である¹²⁾。改良技術条項の違法性は合理の原則（rule of reason）により判断される¹³⁾。すなわち、①ラ

イセンサが技術市場において支配力を有するか、②グラントバックが、ライセンスの技術改良意欲を大きく損なうか、③グラントバックは、競争制限効果を上回る競争促進効果を有するか、で判断される。

4. 2 不爭条項の取り扱い

ライセンス契約の不爭義務条項については、米国では、反トラスト法での視点では議論されておらず¹⁴⁾、主としてコモン・ロー等の問題として争われてきており、以下のような判例の変遷を経ている。

- ・1950年Automatic Radio事件¹⁵⁾ (最高裁)：禁反言 (Licensee estoppel)¹⁶⁾ により不爭義務条項の有効性を認める。
- ・1969年Lear事件¹⁷⁾ (最高裁)：禁反言を否定、不爭義務条項を無効とする見解が主流となる。
- ・2004年Gen-Probe事件¹⁸⁾ (連邦巡回区控訴裁判所 (Court of Appeals for the Federal Circuit, 以下、「CAFC」という))：契約を継続させながら、特許の有効性を争うことを認めず。(Lear事件では、特許の有効性を争う際に、契約の解約が必要かの判断がなされなかった。)
- ・2007年MedImmune事件¹⁹⁾ (最高裁)：契約を継続させながら、特許の有効性を争うことを認める。
- ・2012年Rates事件²⁰⁾ (CAFC)：特許権侵害にかかる和解契約について、紛争の蒸し返しを防止するという和解の性質に着目して不爭義務条項の判断をした。

以下、米国における不爭義務条項に関する重要な判決について解説、検討を行う。

(1) Lear事件

本件は不爭義務条項の有効性そのものが争われたケースではないが、以降、本判決の趣旨を汲んで不爭義務条項は無効とする流れが形成された。

本判決以前の判例法では、不爭義務条項の有無に関わらず、米国契約法上の法理であるライセンス禁反言によって、契約の当事者であるライセンスは対象特許の有効性を争うことは許されないとされてきた (Automatic Radio事件が代表例)。

本件は、原告・被告間でライセンス契約を締結していたところ、被告であるライセンスが、対象発明は無効とされるべきと判断し、契約を解約、ロイヤルティの支払いを停止したものである。地裁審では、禁反言により契約解約を認めなかったが、控訴審では、ライセンスによる契約解約を認め、契約解約以降は特許権侵害訴訟で解決すべきと判断した。これに対し、州最高裁は、禁反言により特許の有効性を争うことはできないとしたAutomatic Radio事件に倣い、ライセンスが特許の有効性を争うことを認めず、ライセンスにロイヤルティの支払義務があるとした。

州最高裁の判決についての上訴を認めた連邦最高裁は、州最高裁で引用された上記の判例法を変更し、有効な特許以外は公共の用に供されるべきとの連邦の政策が、ライセンス禁反言に優越することを確認した。これを受け、不爭義務条項は無効とする見方が主流となった²¹⁾。

(2) MedImmune事件

本件も不爭義務条項の有効性そのものが争われたケースではないが、Lear事件で残された論点を補完する位置づけとして注目された。なお、本件におけるライセンス契約に、明確な不爭義務を規定する条項はなかった。

Lear事件では、ライセンスが特許の有効性を争う前に支払いを停止している必要があるかという点について明確にされていなかった。本件は、特許の有効性を争う前に契約を解約する必要がなく、ライセンスがロイヤルティの支払いを継続している限り、ライセンスはライセンス

契約を解約することができず、ライセンスを特許権侵害で訴えることもできないとしたものである。

本件の経緯は次の通りである。Genentech社よりライセンス許諾されていたMedImmune社は、複数の特許についてライセンス許諾を受けていたが、対象特許の1つについて非侵害であることおよび特許が無効であることの確認訴訟を提起した。一方でLear事件と異なり、ライセンスであるMedImmune社は、ロイヤルティの支払いは続けていた。その理由は、ロイヤルティの支払いを停止すれば、特許権侵害訴訟のリスクに晒されることになるし、権利の有効性を争っている特許は1つのため、契約解約となれば他の特許のライセンスに影響を及ぼすからである。

本件では、憲法第3条に規定する連邦裁判所の管轄権に関する「事件性」および「争訟性」の要件、確認訴訟法の「現実の争訟性」の要件は、ライセンスが確認判決を求める前に、ライセンスが契約を解約することや、契約に違反していることを要求するものではないと判示した。

本件は、CAFCのGen-Probe事件にて、このような事例における争訟性が否認されていたものを、覆したものである。Gen-Probe事件の判決を受けて、MedImmune事件の地裁審、控訴審では、確認訴訟法の要件に適合しないとして、申立を却下していた。本件の意義は、契約（ロイヤルティの支払い）を継続しながらも（ライセンスは、契約違反に問われることなく）、特許の有効性を争う余地があるとするところで、所謂「支払と訴訟」戦略を取ることが可能となった。

なお、不争解約条項の判例は、未蓄積であるが、本件の意見募集（amicus brief）²²⁾では、米国特許商標庁および司法省が不争解約条項の有効性を示唆するコメントを行っている。同コメントは、契約法上の基本理念からは、明示さ

れた合意に反してまでライセンスを保護する必要性はないとしている²³⁾。

(3) Rates事件

本件では、提訴前の和解契約における不争義務条項は、控訴審で無効とされた。背景には、提訴前と提訴後における和解契約の不争義務条項の取り扱いは異なるべきとの判断がある。民事訴訟法上のディスカバリを経ている場合、ライセンスは、対象特許の有効性を調査し、十分な情報のもとに決断することができるため、提訴後の場合、不争義務条項は有効と認められるとするものである²⁴⁾。

5. 結 論

ライセンス契約における改良技術条項および不争条項の規制について検討した結果を、表1に纏めた。

5. 1 改良技術条項

各国の規制を比較すると、改良技術条項に関する各国の根拠法および規制は、基本的に共通している。

すなわち、独占的グラントバックを要求する改良技術条項については、独占禁止法、競争法および反トラスト法（以下、まとめて「独占禁止法等」という）の適用対象となり、非独占的グラントバックを要求する改良技術条項は、各国における独占禁止法等の原則として適用対象とならないものとされている。このように結論とアプローチも類似しており、独占的グラントバックを要求する改良技術条項については、技術市場または製品市場におけるライセンサの地位を強化し、ライセンスの研究開発意欲を損なうものであるため、独占禁止法等の適用対象となり得るものとしている。一方、非独占的グラントバックを要求する改良技術条項は、ライセンスの事業活動を拘束したり、研究開発意欲を

表1 日米欧における規制の比較

	日	EU	米
根拠法	独占禁止法	競争法	反トラスト法 (改良技術条項) コモン・ロー (不爭義務条項)
改良技術条項 (独占的グラントバック)	規制対象	規制対象	規制対象
改良技術条項 (非独占的グラントバック)	原則として規制対象外	原則として規制対象外	原則として規制対象外
不爭義務条項	規制対象	規制対象	無効
不爭解約条項 (独占的ライセンス契約)	原則として規制対象外	原則として規制対象外	明確な判断なし*
不爭解約条項 (非独占的ライセンス契約)		規制対象	

*裁判所からの意見募集に対し、政府（USPTO, DOJ）による不爭解約条項を否定しない意見表明あり

損なうおそれが高いため、原則として独占禁止法等の適用対象とならないとしている。

改良技術条項の取り扱いに関しては、日米欧で方向性が同じであり、ライセンス契約実務において判断に迷うことは少なく、実務上大きな問題とはならないものと思われる。

5.2 不爭条項

不爭義務条項については、根拠法は異なるものの、規制対象となることでは共通する。

日欧は、独占禁止法等における判断に基づき、無効とされるべき特許が存続することにより、技術市場または製品市場に悪影響を及ぼし得るとされているためである。

米国は、コモン・ロー等の判断に基づいており、ライセンス禁反言と公共政策のバランスを考慮しつつ、特許性がない技術は公共の用に供すべきとの判断のもと、公共政策が禁反言に優越するとの結論となっている。

不爭解約条項については、各国で判断が分かるところとなっており、契約実務において、留意すべきところである。

日本においては、規制対象外となっているが、

EUにおいては、独占的ライセンスの場合、ライセンサは独占的ライセンスにロイヤルティ収入を依存することとなるため、ライセンサの研究開発やライセンスへのインセンティブを考慮し、原則として規制対象とはならないとしているものの、非独占的ライセンスの場合、規制対象となり得るものとしている。これは、ライセンスのスイッチングコスト等を考慮してのものである。

一方、米国においては、一事件に対する裁判所の意見募集で、不爭解約条項を否定しない米国特許商標庁および司法省による意見表明があるものの、その見解の法的な位置づけについては必ずしも明確ではない。

このような状況下、契約実務においては、海外の企業とライセンス契約を締結する場合、不爭解約条項を設けることにつき、慎重になるべきである。たとえ不爭解約条項を設けるとしても、無効規定の分離・独立条項（Severability）を設け、不爭解約条項が無効とされても、その他の条項に影響がないように手当てしておくことが必要であるが、EUにおいては、競争法違反となる場合、契約自体が無効となるリスクが

あることも考慮すべきである。また、EUにおいてTFEU第101条第1項違反となる場合、制裁金を課され得ることに留意すべきである。

また、特にEUの競争法、米国の反トラスト法については域外適用があり得るため、日本企業間のライセンス契約であっても、海外の特許権についてのライセンスを含む場合は、不爭解約条項が海外の市場に影響を与え得るか検討した上で、判断すべきであると考えらる。

以上のように、ライセンス契約における不爭解約条項については、日米欧で必ずしも統一した取扱いが行われていないため、慎重な対応が必要である。

6. おわりに

当小委員会では、EUにてTTBERおよびガイドラインの改正があったことをきっかけに、昨年度は、ライセンス契約における改良技術条項および不爭条項の日欧の規制について論説に纏めた。2015年度は、契約実務において、米国での取り扱いとの比較も必要であるとの考えのもと、2014年度の論説に米国の調査結果を加えて、主要な3極で比較し、相違点を明らかにし、契約実務での留意点を総括する形で纏めた。米国も加えることにより、大陸法と英米法という法体系の相違から、ライセンス契約の条項に関する考え方も異なってくる事が明らかとなり、興味深い。本稿が、知財関係者の契約実務での参考となれば幸いである。

注 記

- 1) Commission Regulation (EU) No 316/2014 of 21 March 2014
(http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.093.01.0017.01.ENG), Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to technology transfer agreements, C 89/03 (2014)

(<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2014:089:TOC>)

欧州競争法におけるTTBERとガイドラインの位置付けは下記の通りである。EU競争法における基本体系は、①企業統合に関するEU委員会理事会規則（企業統合規制）、②TFEU101条（共同行為規制）、③TFEU102条（単独行為規制）となっている。このうち②について、TFEU 101条1項で反競争的な行為の禁止を規定した上で、同条3項では競争促進的と認められる行為については例外として1項の適用から免除する構成としている。この3項に基づき、特許ライセンス契約等が1項の適用除外と看做されるための条件をTTBERが規定し、TTBERをガイドラインが補足している。

- 2) EUR-Lex, the Treaty on the Functioning of the European Union, Article 101
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12008E101:EN:HTML>)
- 3) TFEU第101条の規定の詳細については、「欧州委員会による新「技術移転契約に関する一括適用免除規則」について」知財管理2014年12月号 (Vol.64 No.12 2014) を参照のこと。
- 4) 公正取引委員会、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」平成19年9月28日（改正：平成22年1月1日）
(<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki-jun/chitekizaisan.html>)
- 5) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」／前掲注4) 第4, 5(8)。一般指定とは、独占禁止法第2条9項6号に規定する不公正な取引方法に該当する具体的な行為として、公正取引委員会が指定した15の行為類型である。
- 6) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」／前掲注4) 第4, 5(9)
- 7) 金井貴嗣, 泉水文雄, 川濱昇, 「独占禁止法 (第3版)」弘文堂 (2010) p.401 (以下, 「金井」)
- 8) 金井・前掲注7) p.401
- 9) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」／前掲注4) 第4, 4(7)
- 10) 松下満雄, 渡邊泰秀, “アメリカ独占禁止法”, 東京大学出版会 (2012), (以下, 「松下」) pp.7-8
- 11) “Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property” §5.6.
- 12) 松下・前掲注10) pp.419-420

- 13) *Transparent-Wrap Mach. Corp. v. Stokes & Smith Co.*, 329 U.S. 637 (1947)
- 14) 松下・前掲注10) p.437
- 15) *Automatic Radio Mfg. Co. v Hazeltine Research Inc.*, 339 U. S. 827 (1950)
- 16) 禁反言 (Estoppel) とは, 契約締結時に表明した意思表示と判断に, 拘束されるという法理。
- 17) *Lear v. Adkins*, 395 U.S. 653 (1969)
- 18) *Gen-Probe Inc. v. Vysis, Inc.*, 359 F.3d 1376 (Fed. Cir. 2004)
- 19) *MedImmune v. Genentech*, 549 U.S. 118 (2007)
- 20) *Rates Technology v. Speakeasy*, 685 F.3d 163 (2012)
- 21) なお, ライセンスではなく, 特許権を譲渡した場合, 譲渡人の禁反言は認められている。(Diamond Scientific Co. v. Ambico, Inc., 848 F. 2d 1220 (Fed. Cir. 1988))
- 22) amicus briefに関しては, 「いまさら聞けないシリーズ: No.97 アミカスブリーフ-法廷への助言-」知財管理2015年9月号 (Vol.65 No.9 2015) を参照のこと。
- 23) Alfred C. Server and Peter Singleton, “Licensee Patent Validity Challenges Following MedImmune: Implications for Patent Licensing” (2010) および, “BRIEF FOR THE UNITED STATES AS AMICUS CURIAE SUPPORTING PETITIONER” Argument C.3 (<http://www.justice.gov/osg/brief/medimmune-inc-v-genentech-inc-amicus-merits>)
- 24) David A. Kalow, Milton Springut, New York Law Journal, October 24, 2012 (Web参照日は, 全て2015年12月4日)

(原稿受領日 2015年12月25日)

